退　職　時　改　定　等　の　事　例

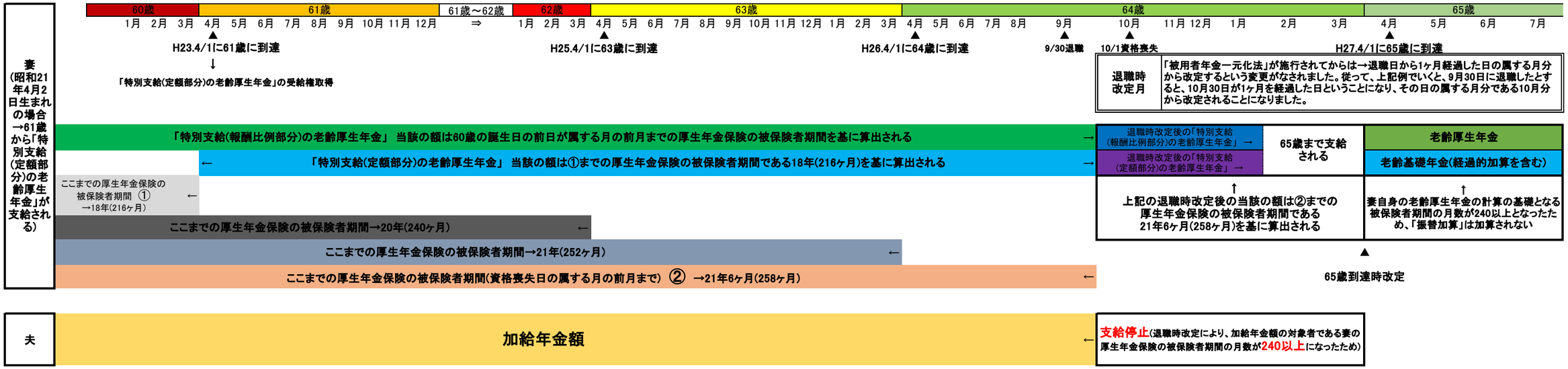
妻
(昭和21年4月2日生まれの場合→61歳から「特別支給(定額部分)の老齢厚生年金」が支給される)
60歳
61歳
61歳～62歳
62歳
63歳
64歳
65歳
1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
⇒
1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月
H23.4/1に61歳に到達
↓
「特別支給(定額部分)の老齢厚生年金」の受給権取得
H25.4/1に63歳に到達
H26.4/1に64歳に到達
9/30退職
10/1資格喪失
H27.4/1に65歳に到達
退職時改定月
「被用者年金一元化法」が施行されてからは→退職日から1ヶ月経過した日の属する月分から改定するという変更がなされました。従って、上記例でいくと、9月30日に退職したとすると、10月30日が1ヶ月を経過した日ということになり、その日の属する月分である10月分から改定されることになりました。
「特別支給(報酬比例部分)の老齢厚生年金」 当該の額は60歳の誕生日の前日が属する月の前月までの厚生年金保険の被保険者期間を基に算出される
退職時改定後の「特別支給(報酬比例部分)の老齢厚生年金」→
「特別支給(定額部分)の老齢厚生年金」 当該の額は①までの厚生年金保険の被保険者期間である18年(216ヶ月)を基に算出される
退職時改定後の「特別支給(定額部分)の老齢厚生年金」→
65歳まで支給される
老齢厚生年金
老齢基礎年金(経過的加算を含む)
ここまでの厚生年金保険の被保険者期間 ① →18年(216ヶ月)
上記の退職時改定後の当該の額は②までの厚生年金保険の被保険者期間である21年6ヶ月(258ヶ月)を基に算出される
妻自身の老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上となったため、「振替加算」は加算されない
ここまでの厚生年金保険の被保険者期間→20年(240ヶ月)
ここまでの厚生年金保険の被保険者期間→21年(252ヶ月)
ここまでの厚生年金保険の被保険者期間(資格喪失日の属する月の前月まで) ② →21年6ヶ月(258ヶ月)
65歳到達時改定
夫
加給年金額
支給停止(退職時改定により、加給年金額の対象者である妻の厚生年金保険の被保険者期間の月数が240以上になったため)